

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
9番 森安 委員 10番 三浦 委員
4. 署 名 委 員
11番 小林 委員 12番 南 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては、議案第11号から議案第14号につきまして、追加議案第15号について、報告第7号から10号につきまして、もう一件別件で案件として、まあ言っときましようか、三浦さんの案件を光友さんの方から説明していただきます。

じゃあ2ページをお開きください。議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号4-8、幡上委員説明願います。

○幡上委員

6番幡上が、4-8について、説明させていただきます。

土地の所在地	浦伊部 耕整220-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,033㎡
	浦伊部 284-1	登記地目田 現況地目畑	登記面積	519㎡
	浦伊部 耕整818-1	登記地目田 現況地目畑	登記面積	485㎡
譲受人	浦伊部▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳			
譲渡人	東京都江東区南砂▲丁目▲▲番▲▲-▲▲▲号 ●● ●● ▲▲歳			
譲受理由	その他			
譲渡理由	耕作不便			
家族数	2			

地図の1ページと2ページを見てください。6月でなく5月でしたか、農業委員会で草刈りの実演会をしました場所の隣です。備前中学校から約200mあるかなしかの場所が2か所、それから岸本橋より南約200mほどの場所に、この右側の●●、これがあの、●●さんのお家です。その隣ということでございます。この二人は兄弟で、●●さんがお兄さん、この下に▲▲歳の弟さん、この二人で1ページの地図、220と284、ここを管理して20年ほど前から畑づくりをしております。年齢的にも高齢ということで、岡山の方に娘さんがおります。あとはこの方が管理するということです。それから2ページ目の818につきましては、管理はしておりますけど、耕作は現在何も付けておりません。今後考えていきたいということ

でございます。

以上、説明を終わらせて頂きます。宜しく審議のほどお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局光友くん、調査書をお願いいたします。

○事務局光友

議案第11号 受付番号4-8 3条 所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、4-8につきまして、幡上くんから詳しく説明もありましたけれども、何か皆様方ご質問ご意見ありましたら頂戴いたします。

ありませんか特に。なさそうですので、4-8につきまして農業委員さんにご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして4-9、信宮委員説明願います。

○信宮委員

それでは4-9につきまして、5番 信宮が説明させていただきます。

土地の所在地	鶴海 東濱2963	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	243㎡
譲受人	鶴海▲▲▲▲番地	●●●	▲▲	歳		
譲渡人	岡山市中区海吉▲▲▲▲番地の▲▲	●●●	▲▲	歳		
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	6,657㎡					
家族数	3					

譲渡人の●●さんは元々鶴海に住んでおられまして、学校が済んでからは会社に入られまして、全国を転々とされておりまして、定年になってから岡山市の海吉の方へ住んでおられるということでして、海吉の方に住まれてからもずっと鶴海の他にも田んぼがありま

したので、現在も来ておられる、来て野菜等を作っておられるという状況でございます。この度お歳も大分召しておられるので、誰か作ってくれる人はないかということで探しておられまして、●●●さん、市役所の●●●、●●●さんが家の近くでありますので、ここを購入されてですね、野菜を作るとか、春先には水稻の稲の苗をこの畑で作れば、水を溜めて作るより楽であるからこれでやりたいということのようでございます。地図の方は3ページの方をご覧くださいますと、真ん中の少し上のところに斜めにずっと道路が通つとりますのが、主要道、県道の39号線です。備前牛窓線ですね。これが通つとりまして、この右の枠の出たところの辺りが信号のところですね、海のところの信号のところ。それから少し西へ行ったところへ、バス停が、鶴海車庫というバス停がありますけれども、このバス停から約100mほど南へ入ったところ。これは周りの方家になっておりまして、ここはもう現況地目は田となっておりますけれども、実際にはもう畑のような状況になっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○石原会長

それでは、事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局光友

議案第11号 受付番号4-9 3条 所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、4-9につきまして、ご質問、ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。なさそうですね。4-9について農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、許可といたします。全員です。

4-10に参ります。小林委員説明願います。

○小林委員

4-10につきまして、11番 小林が説明いたします。

土地の所在地 三石 北焼口2030 登記地目現況地目共に田 登記面積 347㎡

	三石 美濃谷3471-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	241㎡
	三石 美濃谷3473-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	298㎡
	三石 美濃谷3475	登記地目現況地目共に田	登記面積	406㎡
	三石 美濃谷3476	登記地目現況地目共に田	登記面積	60㎡
	三石 美濃谷3477	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,077㎡
	三石 美濃谷3479	登記地目現況地目共に田	登記面積	215㎡
	三石 美濃谷3481-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	426㎡
	三石 美濃谷3482-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	513㎡
	三石 蓑谷3492-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,159㎡
譲受人	兵庫県加古川市平岡町新在家▲▲▲▲番地の▲▲▲			
	●●● ●● ▲▲歳			
譲渡人	兵庫県明石市大久保町江井島▲▲▲番地▲▲			
	●● ●● ▲▲歳			
譲受理由	その他（空き家バンク）			
譲渡理由	耕作不便			
家族数	2			

地図の4ページをご覧ください。県道の、三石から赤穂へ抜ける県道がございますが、その福石上停留所の北50mと北西100mぐらいのところずっと点在しております。赤い枠の真ん中のところに●●●●とありますが、ここが空き家バンクで譲受人が購入された家になります。その周りに農地がございます、それも一緒に購入されて、こちらの方に、三石の方に移住されて農業を始められるということ聞いております。譲渡人の●●●●さんは、前にも説明したことがございますが、相続でこの家、それから田んぼを相続しておりまして、こちらに通って土地の管理をされておりましたが、高齢でもありますので、何とか次に引き継いでくれるというか、受けてくれる人を探しておりまして、空き家バンクで家が決まり、農地もこういう形で譲り渡すということになったようであります。こんだけの土地になりますので、これから初めて農業をされるということらしいのでちょっと不安はあるんですが、今までも管理だけされてる農地なので、希望を持って、農業をしていただけるのではないかなという期待をしております。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局光友

議案第11号 受付番号4-10 3条所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしてい

ると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

じゃあ私の方から光友くん。3ページの調査書につきましては、消去欄というか、譲受人の経営農地面積はすべて耕作されており、のところは消しておりますが、この辺りちょっと説明を。

○事務局光友

はい、新規に所有されるということで、ちょっと辻褄が合わないのかなというところで消しております。まあ、この新規のときの場合はですね、今後の営農計画とかで予想するしかないんですけども、予想して適切だろうというところが判断になっております。以上です。

○石原会長

ということは、第2項の第1号の全部効率利用用件には、削除しても別に抵触はしないんですね。

○事務局光友

はい、そうですね。今現在は耕作はされていないんですけどというところで、今後効率的に利用していただくというところの判断でございます。

○石原会長

はい、ありがとうございます。

じゃあ他の方。他にございませんか。はい、じゃあなさそうですので4-10につきまして、農業委員さん判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、全員ですね。許可といたします。譲受人の奮闘を、健闘をお祈りします。

3ページに参ります。議案第11号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号4-11、南委員説明願います。

○南委員

4-11を南栄江が説明をさせていただきます。

土地の所在地	日生町日生1860番地1	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	451㎡
譲受人	日生町日生▲▲▲▲番地▲	●●	●●	▲▲	歳	
譲渡人	日生町寒河▲▲▲▲番地▲▲	●●	●●	▲▲	歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	4,465㎡					
家族数	3					

5ページの地図をご覧ください。海の駅のマルナカからJA日生西店のナフコを通り過ぎてちょっと上に上がります。左手にホームセンターコメリ、そこをまっすぐ250号線を通って、200mぐらい行きます。木生峠言うバス停があり、そのバス停のところに信号があって、そこから左手に最上へ行く方向に、赤穂線の上の陸橋を渡って、もうすぐに最上に行く道と、それからこちら辺の集落へ行く道とに分かれている際のところに、対象の畑を作っている場所があります。5年前ほど前までは一所懸命畑を、田んぼはもうできないので、畑として、半分果樹を植えたり、半分は畑をしたり、綺麗にしておられました。で、もう段々と歳も取り、病気をしたりして、作れなくなって、息子さんは他所に出ておられるので、もうできなくなりました。皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局の方から調査書お願いいたします。

○事務局光友

議案第11号 受付番号4-11 3条所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、4-11につきまして、ご質問ご意見あれば頂戴いたします

特になさそうですね。はい、それでは4-11、委員さん判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、全員ですね。許可といたします。

それでは4-12に参ります。杉山委員、これは別々の持ち主だから、どうしましょうかこれ。3ついつぺんに見ますか。それでは4-12、4-13、譲渡人が同じ方ですので、3ついつ

ください。お願いします。

○杉山委員

それでは21番の杉山が4-12と4-13についてご説明いたします。

土地の所在地	吉永町三股 西とツ139	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,088㎡
	吉永町三股 流戸142	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,822㎡
	吉永町三股 西とツ244	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,507㎡
譲受人	吉永町三股▲▲番地▲	●● ●●	▲▲歳 (上2筆)
	吉永町三股▲▲▲番地▲	●● ●	▲▲歳 (下1筆)
譲渡人	大阪市都島区善源寺町▲丁目▲番▲号	●● ●●	
譲受理由	増反による		
譲渡理由	耕作不便		
耕作面積	●● ●●	9,497㎡	
	●● ●	5,933㎡	
家族数	●● ●●	1	
	●● ●	1	

地図の6ページをお開きください。この地図の右下が丁度吉永支所になっておりまして、吉永支所の三叉路を左に入りまして、2～300mのところ2筆ございます。139と142の土地につきましては●●さんが譲り受けするわけで、家は吉永支所の少し北に上がったところに家がございます。家から200mほどの土地でございます。それからもう一つ、●●●さんは三股244番地を譲り受けるわけですが、244番地の左側に譲受人さんがここに40年かぐらいだと思いますが、宅地を建てられて、それ以後ずっとこの土地が管理されてなくて草刈りなどをして現在は畑として利用しているような状況でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。審議の程よろしく願いいたします。

○石原会長

それでは、事務局の方から調査書お願いいたします。

○事務局光友

議案第11号 受付番号4-12及び4-13 3条所有権移転でございます。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは、4-12,13につきまして、皆様方からご質問ご意見頂戴いたします。

杉山さん、4-13は草刈りをなさっとるんじゃないけど、これは購入いうか所有権移転後は草刈りだけするんですか。作付なさるんですか。

○杉山委員

現在畑にして耕作しています。

○石原会長

そうですか。分かりました。その他ございませんか。なさそうですので4-12, 13一括してご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、全員ですね。両案件とも許可といたします。

続きまして4ページに参ります。議案第8号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の指定申請承認について、事務局光友くん説明願います。

○事務局光友

それでは事務局の方から、議案第12号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の指定について、事務局の方からご説明させていただきます。

土地の所在地	東片上 大東川西1600番地4 登記地目田 現況地目畑 登記面積 324㎡
申請人	兵庫県明石市大久保町西脇▲▲▲番地 ●●●●●●●●●●▲▲▲号 ● ●●
備考	東片上地区下限面積 2,000㎡ 空き家所在地 東片上1600番地1

地図の方をご覧ください。7ページになります。真ん中通っとなりますのが国道2号線ですが、信号 大東西から北へ200mほど上がったところに、家と隣接した農地、1600番地4があります。こちらなんですけども、令和2年の2月に相続で取得したということになります。実際にはこちらには住んではいないと、居住地の方は兵庫県明石市の方になっているということでございます。この度空き家バンクに登録いたしまして、特にまだ相手等は決まっておりますが、購入希望者がいればすぐ対応できるようにということで今回申請の方を上げてきております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

草加委員は説明、補足することはありませんか。

○草加委員

はい、地図を見ていただいて、この地図の右2軒隣が私の家でございます、この物件についてはずっと気がかりではありました。つきまして、残念なのが、なぜもう少し早めの処理ができなかったのかなというようなことの思いがいたしております。というのは、ここにある家が、もう大変ですけど、今にもというような状況でございますので、たまたまその隣にある土地が、これ一枚ものを買ったんだと思います。その当時に処理として脇に田んぼとして登記をしていたということで、こういう案件になっているんじゃないかと思いますが、我々としては、非常に時期的に残念な物件であるなど言いますが、よき方向に行くことを祈るしかありませんということでございます。

○石原会長

はい、そういう、困難なことを抱えた物件であるということではありますけれども、農地については私らが判断することでありますので、この4-2につきまして、農業委員さん質問ご意見ございませんか。

ないようでしたらご判断願います。4-2の案件、空き家バンクにかかわる案件ですけれども、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。今後よき計らいがあることをお祈りします。

5ページに参ります。議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、4-9、友光委員説明願います。

○友光委員

22番友光が、所有権移転ですか、4-9について説明させていただきます。

土地の所在地	大内542-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,281㎡
	大内 薬師542-2	登記地目現況地目共に田	登記面積	71㎡
譲受人	大内▲▲▲番地	●● ● ▲▲歳		
譲渡人	香登本▲▲▲番地▲	●● ● ▲▲歳		
転用目的	貸露天資材置場			
施設の概要	資材置場	1,352㎡		
農地区分	3種			

譲受人様は●●●●●言われまして、地元で水道工事と電気工事をしております。それで

譲渡人の●●様は香登で●●●●さんをされとる方です。この方が、●●様は長男様が年末にご自宅を建築されまして、今まで利用していただいた資材置場がなくなって今現在は長船の方で土地を賃貸して資材置場を利用しているような格好です。地図の8ページを見ていただいてよろしいですか。これが旧2号線沿いで、大ヶ池という大きな池がありまして、それから備前教習所とかがあるんですけども、それから約400か500m西側手になります。赤く囲んでいるのが購入物件で、それからその上に、大内542-2と書いている上に●●●●さんと書いとるかと思うんですが、ここが譲受人のご自宅です。その右側に資材置場があったんですけど、そこに長男さんがご自宅を新築されたという経緯です。それから近隣での水田は今現在田がたくさんあるんですけど、稲作は作付されておられません。それで、平成18年1月24日にこの土地を分筆されて売却されとるような経緯があります。その時に農転の許可を農業委員会にかけられておるように思います。その経緯がありまして、今回は今日の添付資料で顛末書じゃなくて経緯書いうのを一応徴求して今日の資料につけさせていただいております。それが平成18年の1月24日に売却しておりますので、それ以前に盛り土を1m50ほどされて、畑としてみかんの木を植えたりして利用したりというような現状です。

簡単ではありますが説明を以上で終わらせていただきます。審議のほどよろしく願います。

○石原会長

それでは事務局の方から補足説明願います。

○事務局光友

議案第13号 受付番号4-9 5条所有権移転でございます。

まず農地区分につきましては都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますので、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど友光委員からご説明のあったとおり、申請人の貸露天資材置場ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして資力についてですが、必要な資金については自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。それから信用についてなんですけども、先ほど友光委員から説明があった通り、現状の土地については過去に盛土されておるような形跡があったとのことでございます。違反転用とまではならないと思われませんが、経緯書が提出されておりますのでご参照ください。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は貸露天資材置場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、現状のまま利用可能とのことなので、使用は許可後すぐに利用するというところでございます。以上であります。ご審議のほどよろしく願います。

○石原会長

はい、それでは4-9につきましてご質問ご意見頂戴いたします。

○草加委員

現状のままの使用可能ということを言われるんですけど、そのご判断はどなたがされて、皆さんが見られても大丈夫というようなことのご感覚でよろしいのでしょうか。そのへんちよっとお伺いします。

○友光委員

補足説明させていただきます。▲▲▲-▲が譲受人のご自宅なんです、それで▲▲▲-▲を●●様から分筆して借りた土地で、今回542-1の土地なんですけど、道路とフラットな状態になってます。それで1m50ほど土を盛り土しとるような格好で、畑になつとるんですけど、碎石等はひよっとしているかもわかりません。ですから現状で利用可能だとは思いません。ですから土地としてはフラットな状態です。以上です。

○石原会長

はい、まあ形状は、土地と道路はフラットであるということですが、草加さんが仰りたいのは、この5条許可をしたときに、合わせて、これで現況はオクケーですよという環境整備ができとるかどうかいいうことを仰りたいんじゃないかなと思つとるんですけど。

○草加委員

近辺も含めてね。

○石原会長

そこらあたりは事務局。

○事務局光友

貸露天資材置場で利用計画書が出ておりますので、その辺りを確認していただいて、ちゃんと転用できているのかということを確認するのかなといったところでございます。隣接地との境とかいう辺りは先ほど友光委員さんが仰られてましたけどその辺りを気を付けて、見守っていくということになるのではないのでしょうか。以上です。

○草加委員

はい、わかりました。なぜそういうことかと言いますと、1.5mほど嵩上げをしましたということなんで、道路とはそれでよろしいんですけど、そうでない、それに接してる他の農地等があるんでしたら、その部分が法面の処理なのか嵩上げだったのか、そうでない

んですよ、1.5上げることによって他の土地とのバランスがとれとるんですよということ
がこれだとちょっと見かねるといふか、理解しかねるので、そこで質問をさして頂いたと
いうことです。

○石原会長

はい、それでは事務局の方の答弁で草加委員よろしいですか。

○草加委員

大丈夫なんでしょうね。この図面でしたら。

○石原会長

じゃあそのように、事務局の方もお願いいたします。

それではこの4-9の案件、他にはありませんでしたら、委員さん判断願います。4-9につ
いて許可相当とご判断できる委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

4-10に参ります。花岡委員説明お願いします。

○花岡委員

それでは17番花岡が、4-10につきまして説明します。

土地の所在地	穂浪 鐘子絃73-2	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	324㎡
譲受人	東片上▲▲▲番地▲	●●●●●●●●●●●●●●●●●●	▲▲▲▲号			
	●● ●●	▲▲歳				
譲渡人	穂浪▲▲▲▲番地▲	●● ●●	▲▲歳			
転用目的	自己住宅					
施設の概要	居宅	1棟	68,73㎡			
農地区分	3種					

譲受人は現在東片上の借家に在住しています。子どもの成長に合わせた生活を考えて住
宅の新築を考えてここに至っております。隣地は畑です。被害はありません。北側にセラ
テクノの社宅、東に民家2棟、西に民家1棟と畑ということで、セラテクノの社宅を作る時
分に全体的に少し嵩上げをして畑用になって、年に数回除草を行っている、一部分には非
常に高い木も茂っておりますが、そこを宅地にとということのようです。場所は9ページをご

覧いただいて、JR赤穂線の伊里駅から直線で150m、道をずっと辿っていくと500m程度になるかと思いますが、駅から言うと北北東の位置になります。

非常に簡単ではございますが、以上です。よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から説明願います。

○事務局光友

議案第13号 受付番号4-10 5条所有権移転でございます。

まず農地区分につきましては申請地から概ね300m以内に鉄道の駅が存在している農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど花岡委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は自己住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和4年12月完成予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは、4-10につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

特にありませんか。なさそうですか。じゃあなさそうですので委員さん判断願います。4-10につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。なお今ずっと今月から光友くん注意して言っていたいてますけども、許可後着工して完成は12月だということですので、担当委員さんウォッチングよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。4-11、杉山委員説明願います。

○杉山委員

21番の杉山が4-11についてご説明いたします。

土地の所在地	吉永町吉永中 二股758-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,159㎡		
譲受人	和気町日室▲▲▲番地▲	(株)	●●●●
譲渡人	吉永町吉永中▲▲▲番地	●● ●●	▲▲歳
転用目的	建売住宅		
施設の概要	建売住宅	4棟	278.24㎡
農地区分	3種		

地図の方で10ページをお開きください。申請地は下に山陽本線が走っておりまして、吉永駅の、ほとんどこれは構内の北側の土地になります。現在はほとんど畑で使用されております。その上の土地と合わせて、譲受人の所有地と申請地の田と合わせて増設と、いうようなことで4棟立てということでございます。

以上簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から説明願います。

○事務局光友

議案第13号 受付番号4-11 5条所有権移転でございます。

まず農地区分につきましては申請地から概ね300m以内に鉄道の駅が存在している農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど杉山委員からご説明のあったとおり、申請人の建売住宅ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は建売住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年1月完成予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは4-11につきましてご意見ご質問頂戴いたします。

ありませんか。じゃあなさそうですので4-11につきまして農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第14号 農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を受けております。その詳細は7ページから8ページ、9ページというところまであります。

8ページの4-107っていうのは、12ページの報告18号とリンクしております。何かお気づきのことありましたらご意見頂戴します。

この高取さんのエリアか、この4-108の●●さんという方、若い方ですけども、新たに何か、追加始めていく情報はあるんですか、高取さん。●●さんは。

○高取委員

ないね。認定農業者じゃないっけ。

○事務局光友

まだなっていない。

○高取委員

まだなっていないか。あの、現在も、今回だけじゃなしに利用権設定、ここ何件か出とるはずなんです。今回の分は、急遽●●さんという方が水稻作れんいうことで、私が受けるような話になっとったんですけど、あまりにも農地が不整形で、かなわんで、作るかいうことで、●●さんの方へ頼んだと。それでこの方、南方の方も作っとるな。わからんか。これだけじゃなしに吉永の南方とか、それからおしろい様がある田倉の辺にね、なんか現在受けるような話を聞いとります。それから今2町ぐらいは作っとるんじゃないですかね。

○石原会長

ありがとうございます。何か他にお気づきの事ありますか。

じゃあないようでしたら、この利用権設定につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

はいの声

○石原会長

はい、ありがとうございます。承認されました。

続きまして、追加案件はここで入れとるんですね。追加議案の第15号、報告案件の前々までありますので、光友くん説明願います。

○事務局光友

前日の議案で郵送できなかったもので、今日当日議案として2枚もの、ホッチキス留めをし

ております、左上に括弧、追加議案第15号 備前市農業委員三浦仁志氏の辞任についてでございます。よろしいでしょうか。三浦委員より、辞任の届が提出されました。2枚目の方なんですけども、令和4年7月7日付で、任期は令和5年7月19日まであるんですが、辞任の理由として健康上の理由で農業委員を辞任したいという届出がご提出されております。それを受けましてですね、農業委員会等に関する法律というのがございまして、こちらの方、農業委員は勝手に、議会の議決も受けておりますので、勝手に辞めるということとはできないということでございます。皆様の議案として提出させていただきまして、農業委員さんの同意があれば辞任ができるということになっておりますので、今回お諮りさせていただきます。ちなみに農業委員会法、農業委員等に関する法律第13条というところで、委員は正当な事由があるときは市町村及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるということになっています。市としてはこれを受けまして、農業委員の方に諮問をするという形になりますので、皆様の意見を尊重するという恰好になると思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

私も何回か委員、三浦委員から電話を頂戴いたしまして、いろいろやり取りをして参ったんですけれども、ついに、とうとうこういう恰好で出されております。私はあの、あと僅かだから頑張ってやっていた方がいいなと思っていたんですけれども、まあ何分責任感が強い方でありますので、自分が思うようにならない、ちょっと申し上げにくいんですけれども、少し●●が、●●●●●●指摘されたんだということで、もうなかなかままならない、そんな自分が良しとしないような活動は納得できないといったところがあったのかなと思ひまして、ここにこのような形で至ったんだと思います。何かご意見ある方はいらっしゃいませんか。今協委員少しこれを読んでお感じになったことを。

○今協委員

そうですね。まああの、ご本人がそういう風なご病気ということですから、仕方ないかなと思います。

○石原会長

はい、他にありませんか。それじゃあこの辞任願ということが出ておるこの内容から判断して、これは委員さんで判断すればいいんですね。農業委員さんでこれを読んで、もうやむを得ないなと、認めてあげた方がいいなとご判断なさる委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、全員ですね。それでは13条の規定による同意を得られましたということになりま

す。

では続きまして、また議案の方に戻ります。報告第7号、10ページです。利用目的の変更届が出てございます。蕃山の案件で、地目変更で田から畑になさるということでございます。蕃山担当の委員さん、コメントはいいですか。

○藤森委員

この●●さん、自分で食べる言うたらおかしいですけど、佐那高下の地区では耕作して田んぼでお米を作ってるんです。それでまあこの3枚も他の人が作っておられたんですが、結局辞めてしまうんで、もう返すぞと言われて、本人ももうかなり寂しいというんですか悲しいというか、困ったなということで、昨日も他の方にあそこ作ってくれんかというお願いをしたようです。でもまあ、なかなか受け手がいないということで、なんか●●さんにも声をしたようなんですけれども、もう地区が全然違いますんで、●●さんもよう受けなかったというようなことで。申し訳ないですけど認めてあげていただきたいなと思います。

○石原会長

ありがとうございます。したがって、田を畑になさるということ、お含みおきください。続きまして11ページ、報告第8号 農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。こちらの案件、木谷、日生寒河、どちらの案件もあっせん希望はございません。相続ですね。それから12ページに参りまして、報告第9号 農地法第18条の規定による合意解約通知、先ほどの●●様の案件がこれとリンクしておりました。

以上で今日の審議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. その他

NOSA Iの収入保険について

令和4年度最適化活動の目標の設定について

農地パトロールについて

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 11番 小林 直樹 委員

備前市農業委員会委員 12番 南 栄江 委員